

News Release

令和5年3月23日

財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

概要

(株)水機テクノス九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

(株)水機テクノス九州支店 (福岡市博多区吉塚1-27-17)

(本社: 東京都世田谷区桜丘5-48-16)

(工事)

- ・機械器具設置工事、水道施設工事-A級
- ・電気工事-C級

(物品)

- ・薬品類・その他

浄水場用薬品: 次亜塩素酸ナトリウム、PAC、活性炭、苛性ソーダ

その他: 薬品注入装置、非常用浄水装置、洗砂機、減圧弁等の水処理機器・
装置、残塩計、濁度計

(役務)

- ・建物等保守管理 (上下水道施設運転管理、上下水道施設設備保守点検業務)

2 指名停止期間

3月24日から5月23日まで 2か月

3 指名停止理由

(株)水機テクノスは、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、また、同法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していた。さらに、経営事項審査において、虚偽の申請 (資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載) を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、発注者がその結果を資格審査に用いた。

これらのことが、同法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和5年2月10日、国土交通省関東地方整備局から指示処分及び営業停止処分を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

同社は、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱別表2第11項（建設業法違反）に該当する。

指名停止期間については、（短期）1か月以上（長期）9か月以内の範囲で措置することとなり、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準第2条第2項第4号（建設業法に規定する営業停止に該当するとき）の加算条項に該当するため、短期1か月に1か月を加算し、2か月とする。

同社は物品購入等の競争入札参加資格を有するため、唐津市物品購入等契約に係る指名停止等の措置要綱第2条第4項に基づく措置を行う。

5 令和3年度～令和4年度発注実績

令和3年度 3件 99,195,800円

令和4年度 2件 27,065,500円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当：工事契約係 森、物品契約係 服部

電話：直通72-9240（内線1361）